



委員会提出第3号議案

固定資産税及び都市計画税の減免措置等の継続を求める意見書

上記の議案を大田区議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和4年10月12日

大田区議会議長 鈴木隆之様

提出者

総務財政委員長 高瀬三徳

固定資産税及び都市計画税の減免措置等の継続を求める意見書

我が国の経済状況は、令和4年9月に内閣府が公表した月例経済報告における景気の基調判断において、「景気は、緩やかに持ち直している。」とされており、「企業収益は、一部に弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。」との報告がされている。

一方、区内中小企業を対象に景気動向を調査した令和4年4月から6月期の「大田区の景況」における業況では、製造業、運輸業は大きく持ち直したものの、小売業では前期並の厳しさが続き、建設業では悪化傾向がわずかに強まったとの報告がされている。また、来期の業況においても、建設業は今期並の厳しさが続き、製造業、運輸業は悪化傾向が強まると予想している。

さらに、いまだ収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症や物価高騰の長期化は、区民生活はもとより小規模事業者の事業経営にも多大な影響を及ぼしている。

このような中、東京都が従来から実施している小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の減免措置等は、小規模事業者の事業継続や経営健全化に寄与し、また、多くの区民生活に対しても安定をもたらすものであり、欠くことのできない措置となっている。

こうした減免措置等について、東京都が廃止も視野に見直しを行おうとすれば、区内小規模事業者の経済的、心理的影響は極めて大きく、区内経済に与える悪影響が懸念されるところである。

よって、大田区議会は東京都に対し、以下の措置を令和5年度以後も継続することを求めるものである。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年月日

東京都知事 宛

大田区議会議長名